

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】 3

◇ 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の締結【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則

- 1 国民健康保険の被保険者に係るはり及びきゅうの補助の対象となる施術に要する費用を施術1回につき、1術（はり又はきゅう）については3,000円に、2術（はり及びきゅう）については3,300円に引き上げることにしました。
- 2 後期高齢者医療の被保険者に係るはり及びきゅうの補助の対象となる施術に要する費用を施術1回につき2,200円に引き上げることにしました。この規則は、平成29年7月1日から施行することにしました。

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第39号

北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則及び北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部改正)

第1条 北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則(昭和39年北九州市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「2,800円」を「3,000円」に改め、同項第2号中「3,100円」を「3,300円」に改める。

(北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則(平成20年北九州市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2,000円」を「2,200円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市国民健康保険はり、きゅう利用規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後に受ける施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

(北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に受ける施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

北九州市告示第 2 3 5 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 2 1 条の 5 の 2 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ANG E 北九州市八幡東区 祇園一丁目 6 番 2 号	株式会社 ANG E 北九州市八幡東区祇園一 丁目 6 番 2 号 代表取締役 由本美恵	重症心身 障害児以 外	4056600044

2 取消年月日

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

北九州市告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に係る指定を取り消したので、法第78条及び第115条の10の規定により、次のように告示する。

平成29年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定取消年月日
4070 4033 91	ヘルパーステーション・アンジェリコ	北九州市小倉北区東篠崎一丁目11番11号	有限会社福祉事業センター	平成29年5月1日

2 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定取消年月日
4070 5052 45	デイサービスるふれ	北九州市小倉南区上吉田六丁目17番28号	有限会社福祉事業センター	平成29年5月1日

北九州市公告第303号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成29年度介護保険事務処理システム運用及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社産業システム営業部北九州営業所
北九州市小倉北区堺町一丁目2番16号
- 5 契約金額
4,989万6,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第10条第1項第2号に該当するため